



こくぜい  
2 国税

くに おき ぜいきん こくぜい しよとくぜい しょうひぜい  
国に納める税金を国税といい、所得税や消費税がそれにあたります。

しよとくぜい  
2-1 所得税

しよとくぜい  
(1) 所得税とは

しよとくぜい とし がつ にち がつ にち え しよとく か ぜいきん よくねん  
所得税は、その年の 1月1日から 12月31日まで、あなたが得たすべての所得に課せられる税金で、翌年  
が つ にち が つ にち あいだ かくていしんこく かくていしんこく さんしやう おな  
の 2月16日から 3月15日の間に確定申告(2)確定申告 参照)をしなければなりません。ただし、同じ  
がいこくじん きよじゆうしゃ ひきよじゆうしゃ かぜい はんい ぜいりつ ちが  
外国人であっても居住者と非居住者とでは課税の範囲や税率が違います。

きよじゆうしゃ ひきよじゆうしゃ  
● 居住者と非居住者

きよじゆうしゃ にほん じゆうしゃ げんざい ひ つづ ねんいじょうきよしよ こじん げんそく  
「居住者」とは日本に住所があり、または、現在まで引き続き1年以上居所がある個人のことで、原則と  
しよとく おう いっぱん にほんじん おな ぜいりつ  
して所得に応じて、一般の日本人と同じ税率がかかります。

ひきよじゆうしゃ きよじゆうしゃ いがい こじん ひきよじゆうしゃ ばあい げんそく しよとく ぜいきん  
「非居住者」とは居住者以外の個人のことをいい、非居住者の場合は原則として所得の20%の税金が  
かかります。

のうぜいほうほう かくていしんこく げんせんちやうしゆう  
● 納税方法(確定申告と源泉徴収)

しょうばい ひと じぶん しゆうにゆうきんがく ひつようけいひ ぜいがく けいさん ちやくせつぜいむしよ しんこく  
商売をしている人などは、自分で収入金額や必要経費、税額などを計算して、直接税務署に申告  
かくていしんこく  
します。これを「確定申告」といいます。

たい かいしゃ きゆうりよう ひと きゆうよしよとくしゃ ばあい かく  
これに対し、サラリーマンのように会社から給料やボーナスをもらっている人(給与所得者)の場合は、確  
ていしんこく ひつよう かいしゃ まいつき じどうてき きゆうりよう しよとくぜい さひ のうふ おこな のうぜい  
定申告は必要ありません。会社が毎月、自動的に給料から所得税を差し引いて納付を行い、納税は  
かんりよう げんせんちやうしゆう  
完了します。これを「源泉徴収」といいます。